

西宮市障害者相談員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3に規定する身体障害者相談員及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2に規定する知的障害者相談員について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 身体障害者又は知的障害者本人若しくは保護者の相談に応じ、障害のある者の自立及び更生に必要な援助を行うために、社会的信望があり、かつ障害者に対する更生援護に熱意と見識を持つ者を相談員として委嘱し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(委嘱)

第3条 市長は、人格識見が高く、社会的信望があり、障害福祉の増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ地域の実情に精通している適当と認める者を、身体障害者相談員又は知的障害者相談員(以下、「相談員」という。)に選任し、第4条に定める業務を委託する。

2 前項の委嘱は、身体障害者相談員は、原則として身体障害者のうちから、知的障害者相談員は、原則として知的障害者の保護者のうちから選任するものとする。

(業務)

第4条 身体障害者相談員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 身体に障害のある人の自立及び更生援護に関する相談に応じ、必要な指導助言を行うこと。
- (2) 身体に障害のある人の自立及び更生援護につき、関係機関の業務に協力すること。
- (3) 身体に障害のある人に対する国民の認識と理解を深めるため関係団体との連携を図り、援護思想の普及に努めること。
- (4) その他前各号に附帯する業務を行うこと。

2 知的障害者相談員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 知的障害者の家庭における療育・生活等に関する相談に応じ、必要な指導・助言(福祉事務所、知的障害者更生相談所及び児童相談所が行う専門的な相談指導を除く。)を行うこと。
- (2) 知的障害者の障害福祉サービスの利用、就学、就職等に関し、関係機関と連携して相談に応じるとともに、関係機関への連絡を行うこと。
- (3) 知的障害者に対する援護思想の普及に努めること。
- (4) その他前各号に附帯する業務を行うこと。

(服務)

第5条 相談員は、その業務を行うにあたっては、個人の人格を尊重し、その身上及び家族に関する秘密を守らなければならない。

2 相談員は、その業務を行うに当たって、相談員であることを証明する証票を携帯しなければならない。

(相談事項の記録及び報告)

第6条 相談員は、ケース記録及び業務日誌を整備し、相談経過を明らかにするとともに、その状況を取りまとめ、4月から9月末までの記録を10月10日までに、10月から3月分までの記録を4月10日までに、市長に報告するものとする。

(関係機関との連携)

第7条 相談員は、その業務を行うにあたっては生活支援課、障害福祉課、身体障害者更生相談所又は知的障害者更生相談所、民生委員等との緊密な連携を保たなければならない。

(委嘱の期間)

第8条 相談員の委嘱期間は、2年とし、再任することができる。ただし、補欠の相談員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(委嘱の解除)

第9条 市長は、次の各号のいずれか該当する場合には、当該相談員の委嘱を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合
- (3) 相談員たるにふさわしくない非行があった場合

(費用弁償)

第10条 費用弁償は、年を単位として支給し、年額22,800円とする。ただし、相談員の活動日数が12箇月に満たない場合(1箇月未満は1箇月とする。)は、月を単位として支給し、月額1,900円とする。

(支給時期)

第11条 費用弁償は、毎年3月に当月分を含む前1箇年分を支給するものとする。ただし、年度内での解約、又は相談員が死亡したときはこの限りでない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。